

令和 7 年瑞穂町農業委員会 9 月総会

令和 7 年 9 月 25 日、令和 7 年瑞穂町農業委員会 9 月総会が町民会館ホールにて開催された。

農業委員会委員

1 番	榎本雄一	2 番	山田明弘	3 番	青木一幸	4 番	鈴木正実
5 番	坂田敬一	6 番	中野高雄	7 番	古川宗昭	8 番	西村一彦
【欠席】							
9 番	村山正信	10 番	細渕日出夫	11 番	吉岡昭夫	12 番	上野勝

農地利用最適化推進委員

田中俊明	長谷部冬樹	雨宮尚幸
------	-------	------

出席した事務局職員は、次のとおりである。

産業経済課長	水村探太郎	農政係長	田中悠也
(事務局長)		(書記)	
農政係	宮野裕城		

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 諸報告
- 日程第 3 議案第 1 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について
 - 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 - 報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
 - 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について

開 会 午後 1 時 30 分

議長 (上野 勝 君) ただいまの出席委員は、定足数に達しておりますので、これより令和 7 年瑞穂町農業委員会 9 月総会を開催いたします。直ちに会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布された資料のとおりです。

議長 (上野 勝 君) 日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第 13 条の規定により、9 番委員村山 正明さんと 10 番委員の細渕 日出夫さんを指名いたします。

議長 (上野 勝 君) 日程第 2、諸報告を事務局よりお願いいたします。

事務局 (田中 悠也 君) 総会までの活動実績と今後の活動予定について報告。

議長 (上野 勝 君) 日程第 3、議案第 1 号、番号 1 及び番号 2、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取についてを議題とします。本案件について申請地が隣接しており、借主が同一人物であるため一括審議したいと思います。一括審議とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本案件は一括審議といたします。それでは事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第 1 号番号 1、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。番号 2、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

10 番委員 (細渕 日出夫 君) 議案第 1 号、番号 1 及び番号 2、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は 9 月 11 日(月) 午前 9 時 40 分より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇〇〇さん本人より聞き取りを行いました。〇〇〇〇さんの現在の営農状況ですが、主要作物として、トウモロコシ、ネギ、ハクサイ、ブロッコリー、キャベツ等を栽培しています。耕作面積は約 600 a。農業従事者は本人、妻、従業員が 6 名、パート 2 名です。農業従事日数は本人が 340 日、妻が 300 日、従業員が各 250 日、パートが延べ 60 日です。所有機械はトラクター 3 台、管理機 10 台、トラック 2 台、軽トラック 2 台、

軽バン 2 台等です。販路につきましては量販店です。取得農地の営農計画はトウモロコシ、ネギを栽培予定です。通作距離は車で 1 分です。販路は量販店です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地についても適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、意見がございましたらご発言をお願いします。

(「意見なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 意見がないようですので、意見聴取を終了します。農業委員会として意見がないので、適当という旨を農地中間管理機構に付するということによろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件について、農地中間管理機構に適当という旨を意見送付します。続きまして、議案第 1 号番号 3、番号 4、番号 5、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取についてを議題とします。本案件について申請地が隣接しており、借主が同一人物であるため一括審議としたいと思います。一括審議とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本案件は一括審議といたします。それでは事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第 1 号番号 3、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。番号 4、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。番号 5、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

農地最適化推進委員 (田中 俊明 君) 議案第 1 号番号 3、番号 4、番号 5、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は 9 月 11 日 (月) 午後 10 時より行い

ました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇〇〇さん本人より聞き取りを行いました。〇〇〇〇さんの現在の営農状況ですが、先ほどの議案第1号番号1及び番号2と同じです。取得農地の営農計画はトウモロコシを栽培予定です。通作距離は車で15分です。販路は量販店です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地についても適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、意見がございましたらご発言をお願いします。

(「意見なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 意見がないようですので、意見聴取を終了します。農業委員会として意見がないので、適当という旨を農地中間管理機構に付するということによろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件について、農地中間管理機構に適当という旨を意見送付します。続きまして、議案第1号番号6及び番号7、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取についてを議題とします。本案件について申請地が近接しており、借主が同一人物であるため一括審議としたいと思います。一括審議とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本案件は一括審議といたします。それでは事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第1号番号6、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。番号7、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

農地最適化推進委員 (長谷部 冬樹 君) 議案第1号番号6及び番号7、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取に伴う現地調査について聞き取りした

調査内容を報告します。現地調査は9月11日(月)午後10時より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇〇〇さん本人より聞き取りを行いました。〇〇〇〇さんの現在の営農状況ですが、主要作物として、ネギ、コマツナ、サツマイモ等を栽培しています。耕作面積は約400a。農業従事者は本人、妻、従業員が6名です。農業従事日数は本人が330日、妻が150日、従業員が延べ600日です。所有機械はトラクター2台、管理機3台、軽トラック2台等です。販路につきましては学校給食、量販店です。取得農地の営農計画はネギを栽培予定です。通作距離は車で5分です。販路は学校給食、量販店です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地についても適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、意見がございましたらご発言をお願いします。

(「意見なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 意見がないようですので、意見聴取を終了します。農業委員会として意見がないので、適当という旨を農地中間管理機構に付するということでよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は可決いたします。続きまして、議案第2号番号1、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第2号、番号1農地法第5条の規定による許可申請について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、農振区分〇〇、権利〇〇、譲受人〇〇、譲渡人〇〇、転用目的資材置場です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

農地最適化推進委員 (田中 俊明 君) 議案第2号、番号1農地法第5条の許可申請に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は9月18日(木)午前10時より行いました。調査委員は、会長、担当委員、事務局で行いました。申請者である〇〇〇〇の代表から事務局が聞き取りした内容の該当する箇所を報告します。

【調査内容 1】農地の区分と転用目的についてですが、農地の区分は第 3 種農地で、転用目的は資材置場であり適当と判断しました。

【調査内容 2】資力及び信用についてですが、事務局が見積書と口座残高を確認していることから、適当と判断しました。

【調査内容 3】転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況についてですが、事務局が確認したところ妨げとなる権利を有するものはいないということでした。

【調査内容 4】申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性についてですが、聞き取りより遅滞なく建築することが確実であると判断しました。

【調査内容 5】行政庁の免許、許可、認可等の処分見込みについてですが、事務局が確認したところ都市計画法に基づく許可申請や自然保護条例に基づく許可申請は不要であるとのことでした。

【調査内容 7】計画面積の妥当性についてですが、理由書及び土地利用計画図より、適当であると判断しました。

【調査内容 9】周辺農地等に係る営農条件への支障の有無についてですが、申請地の周囲に農地がないため、影響を与えないと判断しました。

【調査内容 11】行政庁との協議等はすでに終了しています。

以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより採決に入ります。議案案 2 号、番号 1 について申請のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、続きまして、報告第 1 号農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 報告第 1 号農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について説明します。番号 1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、届出者〇〇、転用理由住宅用地。番号 2、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇

○、届出者○○、転用理由住宅用地。番号3、農地の所在○○、地目○○、面積○○、届出者○○、転用理由住宅用地。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終了しました。本件については会長専決で処理済みとなっておりますが、質疑等がありましたらご発言をお願いします。

(「質疑なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、報告第1号を終了いたします。続きまして、報告第2号農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 報告第2号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について説明します。番号1、農地の所在○○、地目○○、面積○○、譲渡人○○、譲受人○○、転用理由住宅用地。番号2、農地の所在○○、地目○○、面積○○、譲渡人○○、譲受人○○、転用理由住宅用地。番号3、農地の所在○○、地目○○、面積○○、譲渡人○○、譲受人○○、転用理由住宅用地。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終了しました。本件については会長専決で処理済みとなっておりますが、質疑等がありましたらご発言をお願いします。

(「質疑なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、報告第2号を終了いたします。以上をもちまして本総会に付議された事件の審議は、全て終了いたしました。これにて、令和7年瑞穂町農業委員会9月総会を閉会といたします。

閉 会 午後 1 時 55 分

議 長

第 9 番 委 員

第 10 番 委 員